

【茨城県高等学校体育連盟バスケットボール専門部合同チーム参加規程】

1 趣 旨

茨城県高等学校体育連盟バスケットボール専門部（以下、「本専門部」）では、学校対抗制による大会運営を前提とする。しかし近年、行政的な問題および少子化等の問題から、学校対抗制では大会に参加できないチームも現れている。そこで本専門部では、学校の統廃合および部員不足等の理由により、単独チームでの大会参加が困難なチームに対して、部活動の成果を発表する場を提供するために、以下の規程を設ける。

2 編成の条件

(1) 学校の統廃合に伴う複数校合同チーム

- ① 合同チームを編成しようとする各チームは、JBA へのチーム登録および選手登録をすませていること。
- ② 合同チームを編成しようとする各選手は、高体連登録をすませていること。
- ③ 合同チームを編成するに当たっては、当該校の校長による認可のもと、一定期間、一定回数の合同活動を行っていること。

(2) 部員不足等に伴う複数校合同チーム

- ① 部員不足等に伴って大会参加ができないチーム（上記を除く）は、勝利至上主義を離れた発表の場として、合同チームを編成することができる。
- ② 合同チームを編成しようとする各チームは、高体連専門部で規定する同じブロック内であること。
- ③ 合同チームを編成しようとする各チームは、JBA へのチーム登録および選手登録をすませていること。
- ④ 合同チームを編成しようとする各選手は、高体連登録をすませていること。
- ⑤ 合同チームを編成するに当たっては、当該校の校長による許可のもと、一定期間、一定回数の合同活動を行っていること。

3 参加の条件

(1) 学校の統廃合に伴う複数校合同チーム

- ① 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで本専門部主催大会に参加することを認める。
- ② 統廃合の予定があっても、合同チームを編成せず単独チームで出場することもできる。
- ③ 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

(2) 部員不足等に伴う複数校合同チーム

「部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」（【別紙Ⅱの2】）に定める。

4 その他

(1) 合同チームによる大会参加申込

- ① 大会参加申込に当たっては、各学校長が当該地区委員長を通じて専門部長に「合同チーム編成申請書」を提出し、当該大会の地区予選に先立つ専門部常任委員会での承認を得ることを原則とする。
- ② 上記の常任委員会に間に合わない場合は、これを専門部委員長と競技委員会による承認をもって代える。
- ③ 地区予選の結果を踏まえて本専門部主催の県大会や、全国大会の上位大会に参加することもできる。

(2) 本規程以外に必要な事項が生じた場合および本規程そのものの見直しが必要となった場合には、その都度常任委員会を中心に協議・決定し、評議員会で承認を得るものとする。

* 補 足

本規程は、令和5年度の本専門部主催大会より適用する。

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

1 競技名 バスケットボール

2 合同チームの編成基準

(1) 人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

- ①部員数が4名以下のチームは複数校で合同チームを編成することができる。
- ②合同チームのメンバーは合計で予選会等各大会規定の登録メンバーを超えないようにすること。
- ③合同チームは同地区、同支部内で編成すること。
- ④合同チームは計画的に練習ができるようすること。
- ⑤合同希望チームが地区（又は支部など）で1チームしかない場合、また、同地区、同支部でもお互いの距離があり、計画的に練習ができない場合は、近隣の学校と合同チームを組むことができる。この場合、上記②の人数の規定は適用しない。

(2) 編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。

但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例として前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。

(3) チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

(4) ユニフォーム

統一することが望ましいが、各学校のユニフォームを着用して出場することも可とする。ただし、背番号は重複することのないようにする。

(5) 申請について

- ①全国高体連が示す「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」の条件及び本ガイドラインを満たすことを前提とする。
- ② 合同チームを編成する場合、予選会申し込み日までに、都道府県専門部に申し出をし、審査を受け、大会参加申し込みの許可を得ること。
- ③ 合同チームで予選会等各大会に参加する場合、参加申し込み以降に入部した部員は出場することは出来ない。
- ④ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

3 その他

※全国高体連が示す「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」（2）の条件

- ① 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- ② 合同チーム該当競技は、原則として個人種目のない以下の団体競技とする。
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計9競技）
- ③ 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
- ④ 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。
（特例）
前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。
- ⑤ 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。
- ⑥ 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、都道府県高等学校体育連盟会長に事前に届け出ること。
- ⑦ 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
- ⑧ ⑥⑦について各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うこと。
- ⑨ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

合同チーム編成申請書 (通常・特例)

1 大会名	
2 種 目	

3 合同チームを編成する理由 (合同部活動の活動実績についても記載)

--

4 合同チームを編成する学校 (当該校を含め全て記載) 代表校には◎印

No	学校名	校長名	人数・備考
1			
2			
3			
4			
5			

5 顧問名	
<p>○○○○専門部長 ○○○○○ 殿</p> <p>上記内容で合同チームを編成し大会に参加することを申請いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>学 校 名 _____ 高等学校</p> <p>学校長名 _____ 印</p>	